

災害時における物資の供給に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、迅速かつ円滑な物資に物資を供給できるよう必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（様式第1号）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 供給要請対象物物資一覧（別紙1）に掲げる物資
- (2) その他乙の取り扱い商品

（報告）

第5条 乙は、要請のあった業務を実施したときは、速やかに、甲に対し、実施報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（物資の価格）

第6条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（代金の支払）

第7条 乙は、物資の引渡し後に物資の代金を甲に請求するものとし、甲は、当該請求後に乙に物資の代金を支払うものとする。

（車両優先通行の確保）

第8条 甲は、災害時において乙が物資を配送し、及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（乙の営業について）

第9条 災害が発生した場合において、乙が店舗施設の安全を確認した上で営業を再開するときは、甲の協力を受けることができる。

（平常時の活動）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を甲乙協

議のうえ、別に定める。

(協議)

第12条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年(2021年)5月 1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳